

## 産組法施行以前における

## 早期農村信用組合の事例的研究

—山形県小松第一信用組合—

武田 勉

はし が き

わが国の農村信用組合が、明治三三年の産業組合法（以下産組法）施行後、近代的な協同組合として逐次展開したことは周知のとおりである。しかしその展開がやや一般化したのは大正期からで、明治期は組合数もごく少なく、組合員は地主や上層農に限られていた。それというのも、産組法自体政府がやや先走った観念からドイツの制度を法制化したもので、この時期に組合が本格的に展開できる現実的根拠なり条件は、まだ一般的には与えられていなかったのである。

ところで、その産組法以前においても既に信用組合の設立運

動があった。品川弥次郎・平田東助ら内務官僚の唱導によるものである。明治二四年には彼等の手による信用組合法案（以下信組案）が議會提出、未成立に終っているが、しかし、その後から個人的に積極的に組合設立運動がおこなわれ、制度模倣の組合が各地に設立されるようになった。たとえば三一年當時になると全国に一四四の組合がみられ、なかに報徳社や貯蓄組合の名称をもつ組合も含むが、過半を占める九三組合は、はっきりと信用組合の名称のもとに営業していた。組合の分布は三府一七県に及び特に多いのは静岡の四〇組合（この大部分は報徳社が品川・平田らの手で改組されたもの）で、他は愛知・栃木・熊本・山形などに集中していた。

わが国信用組合の法制化の動きは以上のように明治二〇年代から始まり、流れとしては品川等の信組案と産組法は元來同一のものともみられるが、しかし、法案の内容自体については、兩者の間に若干の差異もあり、また産組法は信組案の批判の上になつて制度化された面もないわけではない。また兩者の間には約一〇年の開きがあり、この期間の含み、わが国産業資本確立過程の前・後における社会状況の変化が当然兩者の性格に差をもたらすことになつてゐる。産組法のばあいは省略するが、品川・平田らの信組案においては、明治一〇年代における原始的蓄積過程での没落農民の救済の意図があつたといわれ、またこ

の保護思想がさきに述べたような早連的な運動をもたらす一つの重要な要因となった。

小橋は、このうち平田東助の指導で、明治二六年に山形県東置賜郡小松町に設立された小松第一信用組合を対象とし、その設立事情および設立後の展開状況を概観したものである。従来明治期の農村組合は、論者によって趣きを異にするが、地主的組合とか貯蓄組合的組合と指摘され、更には頼母子講・報徳社と大差なかったといわれる。制度模倣性に連なる意味の評価ではほぼ見解は一致している。小橋でとりあげた小松組合のばあしも、勿論上記の農村組合の本質を脱するものではなかった。

しかし、それはかなり多面的な内容を持ち、且つその内容は設立後の展開状態で一樣のものでなかったことが注目される。当組合のばあい組合員の多くは農民であるが、組合上層を占めるのは一部の商人ないし地主であり、同時に組合の大口持分者でもあった。設立当初数年間は相互金融を伴う貯蓄組合的姿で推移し、のち次第に貯蓄組合的な面を稀薄にして私企業的貸付組合に変わり、明治三九年には一般資金会社へ組織替えしている。勿論、かかる事例的検証によっても、当時における農村組合の本質規定自体について付け加えるものは殆んどないであろう。が、かかる組合の具体的な展開をおして、当時における農村信用の在り方——貯蓄（備蓄）と貸付（頼母子・高利貸）

とのいわば非統合性の強さ——の一面面を知ることができるであろう。このことは、産組法施行後しばらくの初期信用組合の存在形態を考えるばあいにも、幾分かの手がかりを与えるものとみられる。

なお、明治二七年には米沢市にも米沢信用組合が設立されている。農村部の当組合理解上の参考になる限り若干触れておいた。

〔注〕産組法以前における信用組合のくわしい分布、また品川・平田らの静岡県下における報徳社改組運動については、さしあたり奥谷松治『日本協同組合史』（昭和二二年）五六〜九頁参照。

### 一、組合の設立経過と設立者

#### (1) 設立までの経過

第一表は明治二九年に山形県下に所在した信用組合の一覧である（農商務省組合調査による）。当時の組合数は併か六組合に過ぎないが、それでも山形県は多い県に属していた。そのうち四組合までが米沢市および近接する東置賜郡下に所在していた。設立年月をみると東置賜郡小松町の小松第一が一番早くて明治二六年一月、続いて同郡藤野目と小松第二が同年中に設立されている。この二つの組合は小松第一（以下小松組合というばあ

第1表 山形県下の信用組合（明治29年現在）

組合名	設立年月	組合員数	所在地	備考
① 小松第一信用組合	明治26.1	184	東置賜郡小松町	明治39年1月解散
② 鞍野目	26.4	218	〃 糠野目村	〃 32年2月
③ 小松第二	26.6	206	〃 小松町	〃 35年
④ 米沢	27.3	320	米沢市墨代町	〃 41年法的組合を併設
⑤ 新潟信用貯金組合	27.7	280	北村山郡柘西村	〃 35年法的組合に改編
⑥ 日本農会小田島支店 大田附興茶若	29.2	60	〃 小田島村	解散（年次不明）

注1. 『第12次農商務統計表』（明治30年刊）による。

2 備考は筆者調査、法的組合とは逓組法にもとづく組合のこと。

△ノート▽

逓組法施行以前における早期農村信用組合の事例的研究

いはこれを指す）の定款を模したといわれ、いわば波及組合である。翌二七年三月米沢信用組合が設立されている。その後、村山地方にも二つ現われているが、これらも平田東助の影響を受けた組合か否かは判別しない。

さて、米沢市周辺に信用組合が設立された経過をふりかえってみると、平田東助が明治二三年の夏、墓参のため帰省して行なった信用組合の講話が発端となって

いる。講話の内容は不明だが、彼は明治

初年に二度帰欧し、ドイツにおいて内務・大蔵両省に関する事項を調査するとともに信用組合の調査見聞に当たった経験をもつ。帰省した当時の彼は貴族院議員且つ内閣法制局部長の要職にあり、内務大臣品川弥次郎とともに組合の移植を計画中の頃であった。したがって、当然現地に組合の設立を奨めたであろう。事実、小冊子『米沢信用組合の沿革（昭和一〇年刊）』によれば、当組合は平田講話を聞いた一部有志の運動に発端すると伝えられている。すなわち「その頃退職軍人等が中心となって米沢武鑑会なるものがあり：その人々が伯の講話を聴いて、なるほど信用組合というものは面白い、土地の住民のためになるといふから一つ我が米沢にも起してみようでないか、という話になり、就中田中賢良、櫻橋方英の二人の如き最も熱心なる発起者で、袴を着けて各戸を訪問し、『米沢の為めだから是非賛成して貰い度い』と勧誘に努めた」（同書五ノ六頁）とある。

小松組合の発端も、平田東助が「米沢に帰ったのを機会に、旧知の小松町井上庄次郎氏などと謀り、自から定款などを作成」といわれている。しかし、両組合とも設立計画が具体化したのは信組案が未成立に終わった後で、明治二五年半ば頃からである。

品川・平田らは、この頃から静岡県下を中心に、報徳社を信用組合に改編する運動に乗り出した。その際に平田東助が作成

した同県見付報徳社連合信用組合（明治二五年九月設立）の定款が、現在小松町（現川西町）井上庄七氏宅に残されており、報徳社の影響が間接的に伝わったことを物語っている。なお小松および米沢組合には、静岡県下組合のように直接の前駆組織はなかった。強いて求めるとすれば、当時全国に普遍化していた頼母子講（無尽）であろうが、これと両組合設立の間には格別の関連は見出せない。

(8) 組合の設立者

第2表は米沢組合の発起人および初代役員の名・職業（主な役職）である。二〇名中七名までが当時の繊維物産業者で占められ、他に会社・銀行経営者がかなりいる。また米沢市長その他の役職者も多く、何れにせよ組合設立者は当時米沢市の産業および政治の中心人物であった。主な人物を例示すれば、②の大籠竜蔵は当時米沢市長で、地元の一三五国立銀行の頭取——なお米沢義社（普通銀行）の重役を兼ねる——であり、表示していないが二代目の組合長

第2表 米沢信用組合の発起人・初代役員（明治27年）

氏名	発起人	初代役員名	当時の職業(役職)	備考
①伊東祐順	発起人		医師、平田東助の実兄	旧士族
②大籠竜蔵	"		米沢市長、第125国立銀行頭取、元館山製糸場社長	"
③大籠政貞	"	取締役	機業、旧藩主上杉家々扶	"
④大籠新十郎	"	"	" 米沢取引所監査役	"
⑤小黒源蔵	"	"	機業	"
⑥蓬田秀貞	"	"	"	"
⑦田中賢良	"	組合長	" 米織同業組合長（市議）	"
⑧細島哲	"	"	米沢市助役、（元県議）	"
⑨宇佐美駿太郎	"	"	"	"
⑩丸山孝一郎	"	"	"	"
⑪下条親英	"	"	"	"
⑫後藤伊右衛門	取締役			"
⑬小池新太郎	"	-	機業、米織同業副組会長	"
⑭青木新兵衛	"	"	"	"
⑮頼下秀俊	取締役		" 酒造業、元米沢物産会社々長	"
⑯棚橋方英	副組長		（元県議）	"
⑰平山駒太郎	"		米沢取引所理事長（県議）	"
⑱榎井義信	"		"	"
⑲玄部久次	"	監査役	"	?
⑳長瀬水	"	監査役	（市議）	"

并、【米沢信用組合の沿革】、その他各種の資料による。

となった。⑧の綱島哲は初代組合長に就任するが、彼は絹織物業組合中の最有力者で、明治二五年に結成された米沢絹織物業組合の初代組合長に在職中であつた。なお、組合の発起人や役員は、何れも多少は土地所有者であるが、殊更に地主というには当たらないようである。また、彼等の出身は旧米沢藩の上級士族に属した。もっとも、この点は米沢組合が旧士族の親睦会的機関である「米沢武義会」での平田講話に発端したため、組合の発起人が平田東助の旧友——平田も士族出身・なお①は実兄——であつたこともそれを裏付けるが、組合の性格それ自体には特別の意味をもつものではない。

続いて、農村地方の小松組合の設立者を紹介する。第3表は組合持分の大口（五〇口以上）所有者の氏名・職業である。したがって、必ずしも発起人と一致しない。米沢組合では予かじめ発起人会を作り、趣意書を作成して組合員を募集した。しかし、小松ではこうした形式は一切踏まず、①の井上庄七に相談の上、両者が組合の設立工作に乗り出したのが、事実の上である。そして①が初代組合長となつた。彼は当時呉服商を本業とした二〇町歩の地主で、かなり開明的であつたといわれる。商家は旧米沢藩の特産物専売制当時、青字問屋を手広く営み、産をなしたようである。②の井上庄七は副組合長に就任した。当

第3表 小松信用組合の初代役員・大口持分者（明治26年）

氏名	持分口数	初代役員名	当時の職業・地位	備考
①井上庄次郎	100	組合長	呉服商，地主20町歩・養蚕を営む	④から7代前の分家筋
②井上庄七	100	副組合長	酒造業，買戻・地主25町歩・	本家で②は9代目・①の叔父に当る
③高橋祐吉	100	監査役	染色および機業，地主10町歩・	②の従弟に当る
④井上金兵衛	70		薬師業，地主10町歩	①の分家で甥に当る
⑤金子龜之助	53		酒造業，地主20町歩	〃
⑥舟山久兵衛	50	監査役	農業，地主10町歩	〃
⑦井上竹次郎	50			①の甥で後継ぎとなる
⑧井上テイ	50			③の妻
⑨金子伍五郎	50	監査役	米屋，小松町助役，地主10町歩・	(旧中小松村戸長)

注・組合員名簿と馳き取りによる。

時小松町きつての有力地主（当時二五町歩）であり、代々の酒造業者である。また、質屋を古くから副業的に営んでいたが、これは組合設立後間もなく廃業した。他の役員についても①②ほどではないが、何れも小松町一流の地主で、且つ酒造業・米穀商などを本業とした者である。

なお小松組合で他に注目される点は、役員や大口持分者の間に血縁者が多いこと。たとえば、事実上の組合設立者①と③は甥・叔父の関係、更にこの両井上家は遠い分家・本家の間柄でもある。また前表中他の七名については、四名までが①と③の家族員か、または甥・従弟などの血縁者で占められている。したがって、小松組合は事実上井上一族によって設立された、といつてもよいほどである。なお、農村部の組合が村内有力地主によって設立され、且つ地縁関係以外に多分に血縁関係で結ばれていた点は、東置賜郡野目組合のばあいもほぼ同様であった。

以上組合の設立者は、小松組合では村内の最有力地主ないし前期的な商人であり、米沢組合では市内の絹織物業者および会社・銀行の経営者を中心とした。この設立者の社会階層的な相違は組合立地差を背景とし、むしろ当然としても、ここでは設立者が何れも地域内の経済的支配者であり、且つ指導層に属すること、またそれ故地域出身者たる平田東助に最も近い間

柄の者でもあった点に、特に注目しておきたい。それでは、このような特殊事情の下に発端した組合の設立意図、或いは当時の経済的背景はどうか、次節ではまず平田東助がなぜ組合設立を奨めたのか、その理由ないし論拠の特徴点をやや一般的に紹介し、その後現地の具体的な事情に立ち入ることにする。

注(一)「山形県農業協同組合沿革史」、四六頁。

## 二、組合の設立事情とその背景

### (1) 平田東助の組合論

最初に、当時において信用組合を必要とする平田東助の論拠からみてみよう。

彼はその必要性を杉山孝平との共著「信用組合論」（明治二四年刊）において、次のように述べている。すなわち「我が国農民の大半は極めて小許の田地を所有し且つ土地の分割缺少にして生産の規模も亦た少なからば小資本の需要従って多きに拘らずが供給者なきを以て其経済概ね困難の地位に在る……今日に当り中産以下人民に於て奮起して貨幣を利用し信用を賑活するの機関を設立し、其の生産力を発達し自由競争の経済界に処するの道を開くに非ざれば、他日の悔を招くや鏡に懸けて見るが如し」（同書九〇—一頁）と。また同書は数項目にも及ぶ組合の利益をあげている。そこで、彼が後年（明治二九年）品川

弥次郎との共著『信用組合提要』中の組合利益と対照してみると、組合としての本質的な点では変らないが、或る意味ではこの数年間の社会状況の変化を反映した重要な相違がある。『組合論』と『提要』の間の共通または相違項目左のとおり。

共通点①社会の下層に信用経済を普及するの利益、②利子を低下ならしむるの利益、③貯蓄の精神を鼓舞するの利益、④中産以下人民の徳義心を涵養するの利益、⑤自助自治の精神を養成するの利益、相違点①貧富懸隔の弊を防ぐの利益、を『提要』では「間接の利益」と表現を軟化したこと、②地方経済独立の利益、を『提要』では削除したこと、表現内容は「信組論」による。なお、参考までに米沢組合の趣意書中にある組合利益を記しておく。①不知不識の間に小金を積んで他日大金と為すの利益、②低利を以て営業の資本を借受けらるるの利益、③自理自営の精神を養い独立の生活を鞏固にするの利益、④節儉勉強の行為を鼓舞するの利益、⑤対人の信用を厚くするの利益。

さて、前記の相違点のうち平田東助が後年の『提要』で表現を軟化した①などは明らかに組合機能の誇大視であり、また削除した②についても同様であるばかりか、むしろ不自然である。しかし、彼等の信組案提出は、実はこれらの点と深い関係があり、或る意味では当時の社会状況の反映であった。彼等が信組案を、原案過程で没落していた「中産者」の転落防止

を理念とし、<sup>①</sup>つそれを國の生産力向上および地方自治制確立の趣旨から提起したためである。

周知のように、明治一〇年代後半の松方紙幣整理に伴ない、農民の窮乏および諸企業の混乱は頂点に達した。なかでも最も深刻な影響を受けたのは農民で、農産物価格の下落が地租の相対的過重を著しくし、農家経済の窮乏ひいては自作農の没落が急速に進行した。また、この時期は地租軽減・高利負債の棒引きなどを要求する農民暴動が各地に起きた。信組案はこうした原書期の社会状況を背景にするため、農民を外部経済ことに高利貸から防衛しようとする消極的な性格が強い。この点後年の産組法がともかく農業生産力の発達を主な趣旨としたのと対比して興味深いものがある。

なお第二議会で信組案が未成立に終った直接の理由は、政府と民党の衝突で政府が議院解散の手段をとったことによる。また統制審議されないまま弄られた点についても、若干の理由がないでもない。だが、これとは別に、産業資本確立過程に伴って政府の農民保護策が消極的になり、品川・平田らの意図が支配的になり得なかつたためである。この背後に農村事情の変化があることはいうまでもない。

#### (2) 組合の設立事情

さて、小松および米沢組合が設立されたのは、前項で紹介し

ておいた現地の設立者が、平田東助の組合思想に一応共鳴したことを前提とする。前項では設立者が個人的にも平田東助と最も近い関係にある特殊事情を指摘したが、以下では現地における設立者の組合設立趣旨ないし動機の概要を紹介し、このなかから設立事情の特徴を窺ってみよう。

まず、明治二七年に設立された米沢組合の設立趣意書の概要は左のとおりである。趣意書前段では、一般的に当時社会の変遷潮流として、「世は生存競争の時代と成り、優勝劣敗の社会に変じ……加ふるに日新の潮流は生活に交際に変遷を来し、賢素律義月に消えて華奢群俗日に加はり、破家倒産比々として良民の天職を欠ぐに至らんとす。曠くに堪ゆべけんや」と。そして、後段では「目下の急務を為すより急なるはなし、而して其の需を為すの途多しと雖も、先ず厩山公の遺法を(マ)紹(マ)て勤儉貯蓄を奮勵し、欧州現行の方法を酌用し、一つの信用組合を設けんとす」といひ、続いてさらに紹介した数項目の組合利益を掲げている。さて、この趣意書の特徴は設立者が、当時の貨幣経済化がもたらす社会変遷のうち概して暗い面に着目していることである。当組合の定款は平田東助が作成したといわれているから、この趣意書も或いは彼の手によるかも知れぬ。そこでやや危機感をこめた表現に多少の誇張がある点だけは注意しよう。たとえば設立時は消費生活面などの変化は著しかったで

あろうが、当時、米沢市に「破家倒産」がさほど多かったとは、絹織物業が好調の時期だけに疑問である。むしろ趣意書の現実的なねらいは、さしあたり消費生活面の節約と結びつく勤儉貯蓄と理解すれば足りるであろう。なお当組合の設立者には銀行関係者が多かった。それ故組合に預金収束を期待したむきが当然予想される。

農村部小松組合の趣意書はないが、勤儉貯蓄の事情はほぼ同じであろう。筆者が設立者に近い現地の古老から聴き取った動機面を筆者の判断を多少加えながら要約すれば次のようである。

① ここでは地主の農民に対する半ば強制的な勤儉貯蓄が、多かれ少なかれ高利貸抑制の意図を伴っていたと伝えられる。その内容は、当時農民の土地が高利貸に多く流れたため、井上庄次郎・井上庄七などの地主が農民に貯蓄させて組合持分をもたせ、これを担保に資金貸付けをする目的の組合を設立した。なお当時の高利貸は組合区域外の旧上小松村の者が主で且つ概して新興の者であったと伝えられている。筆者の判断ではこの動機は、土地の村外移動が表面化していたため、平田東助の組合思想に共鳴した前記組合設立者が共同体的な連帯見地からも高利貸を第三者視したためと判断される。かりに高利貸が新興の者とすれば、両井上家のように早くから既成の地位を確立していた地主との間には、若干の社会的性格差が認められよう。



もつとも当時開井上家としても農民貸付は行なっていたのであるから、貸付者としての両者の差異よりもはるかに平田東助の影響や共同体的な連帯感の方が大きく作用したとみてよいであろう。

③ 前項でも若干触れたが、小松組合の大口持分者中には地主を兼ねた商人が多く、また一般組合員中にもかなりの商工業者が含まれていた(後述)。彼等のばあいとて自から勤儉貯蓄で将来の蓄財を心掛けた点で農民と変らない。もつとも、反面では彼等の本業があたかも活動期に入り増加する資金需要が予想されるだけに、或いは多少設立者が小規模の金種機関の必要を見越していたと考えられなくもない。この点は、貨幣経済化に対応する彼等の資金需要が、なお自給的性格の強い農民に比べ时期的にズレがあるためである。

以上、小松および米沢組合の設立事情は、①平田東助が米沢市出身という特殊事情から、設立者が個人的に彼の影響を受けて設立したこと、またその動機には、何らかの意味で当時貨幣経済化に対する危機意識を伴っていたこと、殊に小松組合の場合は村外高利貸に対する設立者の意識的な反撥がみられたこと。だが②組合設立の現実的なねらいは、組合員に資金供給するというよりも、現状では将来の蓄財を心がけた勤儉貯蓄が主であった。なお念のため日清戦争前後の山形県下銀行の設立数

をあげれば、明治二六年で国立三、私立三の計六行に過ぎず、以降三〇年までに八行が新設された。だが所在地は何れも限られ、置賜地方では米沢市内のみであった。小松町には当時銀行支店もなく貯蓄扱いの郵便局が細々と営業していたが、他は全くの前期的金融——頑母子講などを含めて——の時期である。それでは以上のような趣旨ないし動機から設立された組合の存在形態は如何なるものであったか。

注(一) これは、当時内務省最大の所管事項が町村制(明治二二年実施)の整備におかれていたためである。なお、信組案に対し政府内においても農商務省側から批判があった。その内容要旨については、奥谷松治『日本協同組合史』(昭和二二年)六二頁参照。

(2) 元来信用組合は高利貸に対抗して結成される歴史的事実があるといわれる。当組合のばあいもそれを設立者の意識の範囲内では、ともかくも示している点が目されてよい。

### 三、組合構成の特徴と組合の経過

#### (i) 組合構成の特徴

東置賜郡小松町は、明治二三年に上小松・中小松の旧二村が合併・町制を布いたものである。旧藩時代は越後街道の主要宿

場となつてかなり栄え、また古くからの酒造地でもあった。したがつて、山形県下一般の純農村よりは貨幣経済化の程度が若干高く、また非農家も相対的に多かつた。明治二五年の職業構成は、総戸数七三六戸のうち農業六五%、商業一六%、工業一〇%その他である。組合設立当時の村内生産物は米が一位で酒類が次いでいる。他に織物・生糸・藪等雑多な農工生産物があげられる。が、これらは特産物として格別のものではない。

さて、小松組合の定款から、組合の内容を簡単に素描しよう。

まず組合区域は小松町——もっとも実質は中小松部落が中心——で、目的は明治二四年信組案に準拠して、「組合員ヲシテ資本を積立テ營業資金借用ノ便ヲ得セシム」とある。組合持分の一口金額は一〇円と定め、毎月初めに一〇銭ずつ積立てる仕組である。最高出資の制限は一人一〇〇口まで（産組法では一〇口）。なお当組合に限らず、この時期の組合は役員資格者を特定口数以上者に制限してゐた。組合員貸付には信用貸と抵当貸があり、貸付限度は信用貸が持分払込金の八〇%以内、抵当貸はそれ以上から三倍まで、また保証人があるばあひもその出資相應の限度内に限られていた。なお、余裕金運用に関しては、米沢のばあひ専ら銀行預金か有価証券の買入れを規定しているが、小松ではこの点の明記がない。以上主な内容を紹介したが、後年の組合制度に比べはるかに持分（出資）のもつ意味が大き

いのである。

この点を念頭に置いて、小松組合員の加入状態（第4表）をみると、組合員の職業別では農民が最も多い。すなわち、設立時の組合員一九〇名のうち、農業が一一一名で五八%を占め、次いで商業四〇名（二一%）、工業二〇名（一一%）、その他である。しかし、職業別の合計持分では商業が最も多くなる。たとえば、組合持分一、三六六口のうち商業五三

第4表 小松組合員の職業および口数別加入状態（明治26年）

職業	口数	1口	2	3~4	5~9	10~19	20~29	30口以上	計	合計口数
		農	47	29	12	13	7	1	2	111
工	6	5	2	1			4	20	349	
商	8	7	7	5	4	4	5	40	537	
その他	9	7	1		1		1	19	77	
計	70	48	22	19	12	7	12	190		
合計口数	70	96	70	110	142	145	713		1,346	

注1. 組合員名簿および聴き取りによる。その他に不明を含む。なお合計口数で第5表と10口の差があるが、これは原簿の内訳と合計が一致しない誤りのため。

2. 家族員のばあひは戸主の職業になつた。

七口(四〇%)、農業三八三口(二九%)、工業三四九口(二五%)、その他となり、農民の比重が相対的に著しく低下する。当然それは多くが零細持分者であったことによる。

他方、最も注目される点は、役員資格をもつ限られた一部の者が多額の組合持分を所有すること。たとえば二〇口以上者はわずか一九名であるが、この合計持分八五八口は全体の六三%に当る(五〇口以上の大口持分者については前掲第3表参照)。なかでも井上庄次郎・同庄七の持分は、何れも最高限の一〇〇口で、これに家族員(⑦と⑧、他に表外者が二名)分を加えると、両家だけで組合持分の二九%に当る三九〇口を所有していた。

以上の組合構成の特徴を要約すれば、まず①組合設立者である両井上家を中心とした一部地主ないし商人が極めて多くの持分を所有しており、この意味で個人的色彩の強い組合であった。なお、そのなかで両井上家の家族員や血縁者を多く含む点で同族的な性格をおびていた。②一般組合員構成に着目すれば数多い零細持分者のなかで最も多いのは農民で、この中心は自作農であった。この点は、組合が多分に共同体的な関係をおりこんで構成されたことに対応する。たとえば小松町が所在する東置賜郡明治二四年の小作地率は未だ二二%に過ぎず、県平均三七%を大きく下廻っている。もっとも、小松町の小作地率は郡平

均より若干高かったといわれているが、農民の大部分は分化以前の自作農であったとみて間違いないまい。また、組合員数は当時中小松総戸数のおよそ七九%に当っており、注目される。なお、前節で触れた村外高利貸の存在は、こうした村ぐるみに近い加入状態を外部から助長する作用を果したとみて大過なからう。

なお組合構成の特徴が時期により或いは立地条件その他で相違するのは当然であるが、この時期の組合が地主的・個人的な側面が強い一方、一般組合員の数がかなり多いことが共通に認められる。組合員数の多いことは、たとえば明治二九年の全国信用組合の平均組合員一七〇名に対し、産組法制定後の同三七年のそれは八二名(山形県下は五八名)であるから二倍以上となる。山形県下他組合の組合員数については前掲第1表のごとく、例外⑥を除き何れも二〇〇名前後以上に及ぶ。

## (2) 組合の経過

予かじめ小松および米沢組合の設立後の経過を簡単に紹介し、併せて次節への橋渡しを試みておきたい。

さて、第5表は両組合の組合員数および持分口数の推移である。まず米沢組合からみると設立当初から組合員数が多いのは例外でないが、明治二七年の二二七名は区域内住民の極く一部

第5表 組合員および持分口数の推移

	小 松		米 沢	
	組 合 員	持 分 口 数	組 合 員	持 分 口 数
明治26, 27年	190	1,336	227	1,193
29	184	1,336	320	
33	181	1,336	412	3,161
38	30	1,923		

注. 各種資料より.

《ノート》 産組法施行以前における早期農村信用組合の事例的研究

二一〇

に過ぎない。おそらく設立者に比較的近い関係者で、

に際して認められた市街地信用組合として、新旧合併して特異な展開を遂げたのである（現米沢信用金庫の前身）。

その大部分は中小の絹織物業者や商人であると判断される。その後「日清戦後の好況に乗じて」順調に伸び、七年後の明治三十三年までに組合員で一・八倍、持分口数では二・六倍に増加している。なお三〇年代後半の数字は不明だが、組合員・口数とともに概して順調に増加したようである。この間、産組法施行に際し、従来民法上の法人格をもつ当組合の組織替えの問題が起きたが、従来の組織のまま事業を継続した。その後、米沢組合は明治四一年に産組法にもとづく新組合を併設、更に大正六年の法改正

他方、小松組合では産組法による組織替えをついにおこなうことなく、やがて明治三九年一月に組合を解散した。この年は定款上「十二ヶ月ヲ以テ一期トスル」組合の満期に当たっていたが、既に組合員が大幅に減少していた。しかしそれは必ずしも経営面の悪化にもとづく減少ではなかった。前表で当組合の組合員と持分口数の推移をみると、設立時から明治三三年頃まではまず現状維持を示す。しかし解散時に組合員がわずか三〇名となっており、その間何らかの理由で組合員が急減したことを物語る。なお組合持分については三〇年代後半に増資しているが、組合員減少で当初持分は大幅に移動・集中した。そして解散と同時に名も小松信用合資会社という一般貸金会社組織に変更し、同社は明治四三年に解散した。第6表はその最後の組合員一八戸（三〇名）のうち、会社を設立した一六戸の氏名・職業の一覧である。組合設立当初を念頭において表を読めば、当時の組合員はわずか七戸に過ぎず、他はすべて脱退・脱落した。なお持分の移動結果は①②以外の持分、すなわち設立当初の五五%に当るものが大半他に移動したこと、また集中者は両井上家の外に、多くの部分が後年加入した上小松の商人ないし地主であることを物語る。

第6表 小松信用合資会社出資者の氏名と旧信用組合持分（明治39年）

氏名	設立時の口数	解散時の口数	左の持分金額	備考
①井上庄次郎	195	350	10,703円	中小松 呉服商・地主
②井上庄七	195	374	11,436	〃 酒造業・〃
③高橋裕吉	100	200	6,116	〃 機業・〃
④井上タカ	70	110	3,363	〃 薬師業・〃
⑤米野善六	10	40	1,223	〃 農業・〃
⑥井上慶之助	20	32	987	〃 〃
⑦米野藤兵衛	2	15	458	〃 〃
⑧江本徳藏	0	5	152	〃 〃
⑨金子哲五郎	0	222	6,788	上小松 郵便局長・地主
⑩大宰寿徳	0	120	3,669	〃 医者
⑪原田伝次	0	110	3,363	〃 金物商・地主
⑫菊地礼造	0	100	3,058	〃 医者
⑬金子十兵衛	0	100	3,058	〃 菓子商・地主
⑭原田多三郎	0	50	1,592	〃 米肥商・地主
⑮金子吉助	0	10	305	〃 農業
⑯佐藤雄次	0	10	305	〃 荒物商
合計(B)	592	1,848	56,513	
組合総計(A)	1,336	1,923	59,096	

注1. 設立時の組合員名簿および小松信用合資会社出資人名調による。備考は聴き取り。

2. 持分には家族員分を含む。なお(A)-(B)が設立時以降また解散時における口数移動を示す。

《ノート》 産組法施行以前における早期農村信用組合の事例的研究

なぜ小松組合は変質し、やがて解散したか、次節において貨幣経済渗透の進展に対応した組合経営の内容の変化の面からその理由をさぐってみたい。

(注一) たとえば小松では組合長・副組合長が五〇口、他の役員は二〇口、米沢では何れの役員も一〇口以上の大口持分者。なお静岡県下組合の制限事例については、全国信用金庫協会『信用金庫史』（昭和三年）四三頁。

(2) 『米沢信用組合の沿革』（昭和一〇年）一九頁。

#### 四、組合経営の特質とその機能

##### (1) 組合経営の特質

最初に組合資金の内容から検討する。第7表は小松および米沢組合の資金構成を示した。これを見ると資金額は予想以上大きく、且つほとんどが自己資金（持分払込金と積立準備金）であったことがわかる。も

第7表 組合資金および貸付金

## I 小松信用組合

(単位: 円, %)

	持分金	積立金	時金	借入金	資金合計	貸付金	(貸付率)
明治30年	8,434		986	—	9,420	5,027	(53.3)
33	15,920		—	—	15,920		
38	30,191	28,905	—	—	59,096	42,250	(71.5)

## II 米沢信用組合

明治29年					9,888	3,581	(36.2)
34					39,840	31,450	(78.9)

## III 参考(産組法にもとづく信用組合)

明治37年	全国平均	2,065	259	524	321	3,169	2,409	(76.0)
	山形県平均	1,131	69	186	221	1,609	825	(51.3)

注1. 小松は第5回, 12回報告, 米沢は『米沢新聞』より。

2. 参考は『第3次産業組合要覧』(明治38年刊)による。

△ノート▽

産組法施行以前における早期農村信用組合の事例的研究

二二二

とも、米沢組合の資金内容は資料不足で確認できないが、資金額では明治二九年の約一万円から三四年の約四万円に増加している。

さて小松組合の場合をみると、まず資金構成では貯金のおこなわれたのは一時的且つわずかに過ぎず、持分払込金と積立・準備金の自己資金が、最後までほぼ全額を占めている。外部借入金金は全くない。しかもその資金額だけは設立後かなり顕著に増加し、たとえば五年後の明治三〇年では九千四百円、三三年は一萬六千円、更に解散直前の三八年で約六万円に達している。ところで、この資金状態を、前表中の産組法施行後設立した明治三十七年度の信用組合資金状態(一組合平均)と対照して、直ぐ気づくことは、当組合の資金額が極めて大きかった事実である。たとえば前者のばあい全国で三千円、山形では千六百元であるに過ぎないから、設立年度の差を考慮しても数倍、或いはそれ以上の差と認められる。他に資金構成の点でも若干の差異——たとえば借入金の有無や構成比率における若干の相違——がないわけではないが、出資金に準備金を加えた自己資金率が極端に高い(全国で七二%、山形で七四%、こと、また貯金と称するものはわずかなものに過ぎない点などは、この時期の組合として共通である。そこで、さしあたり資金額に問題をしぼり、ここでは前節で検討した当組合構成の特徴、すなわち①

逡組法下の組合とはおよそ趣きを異にした持分（出資）制限の著しい弱さ、つまり一部大口持分者の存在と、②組合員数の多さ——もつともさきの対比時点では既に減少していたが——、殊に前者がその要因であることを指摘すれば足りるのであろう。

なお、さきに小松や米沢組合は産組法施行後も従来組織を継続したといつたが、その際の組織上の主な問題点は①であつたとみられる。

次に、小松組合の経営方法にやや立入れれば、名称は信用組合とはいえ内実においては在来の貯蓄組合或いは頼母子講などと大差ないものであつた。たとえば持分一口の金額は一〇〇円、これを毎月一〇銭ずつ払込む方法だが、こうした方法がとられたのは、当時一般組合員殊に農民の商品生産が低位で、且つ農家経済に自給的性格を濃厚に残存させていたためであることはいうまでもない。かくて地主による一般組合員の貯蓄奨励手段として、持分払込の方法が活用された。すなわち、われわれは第二節において当組合の設立動機を検討した際、平田東助の組合思想に共鳴した設立者が、当時の貨幣経済化に対処する趣旨から勤儉貯蓄を一般組合員におしつけたことを述べておいたが、その現われが組合の持分形式による貯蓄方法であつたわけである。なお、この点は現物貯蓄を中心とした旧来の備蓄組合よりの脱却を意味するだけに、貨幣経済的な進歩は一応確認される。

しかし近代の組合の経営のように出資金に農家蓄積資金からの一時的払込み、貯金に組合員再生産過程での一時的遊休資金の受入れ、など組合員の商品生産が進歩した段階下の組合とはかなり駆け離れた本質の資金構成であることは、改めて指摘するまでもない。

ところで、小松組合は前記払込方法を組合存続の二二年間継続した。試みにその方法で年間の払込金を計算（持分口数は前掲第5表）すると、明治三〇年代前半までは毎年千六百円（前記産組法による山形県下一組合の資金額とはほぼ同額）、その後は増資したから二千三百円を連年積立てたわけである。そして、この持分払込金の過半は、既に検討した持分構成によつて明らかごとく、一部の商人ないし地主の出資であつた。他方、組合資金の貸付および他の外部運用から生じた利益金については、組合員の移動に際して清算するか、一切分配配当せず、すべてを「総利益金」の名目で積立・準備金に繰込んだ。前表の明治三八年で約六万円に達した組合資金の増加は、こうした経営方法による組合の蓄積結果を示す。なお、小松組合の組合長・副組合長は設立以降解散まで設立者の両井上家の当主が就任し、事務所も私宅におかれて持分払込みから貸付事務の一切まで両家が担当した。この点米沢ではかなり趣きを異にし、事務所は米沢絹織物同業組合の建物に同居、また経営方法についても持

分払込みや、組合員に対する分配配当などは一応定款どおり実施された。

次に、小松組合の貸付状態を前表から簡単に——詳細は後述——窺うと、明治三〇年の貸付金は約五千円で、金額としてはかなり大きい。しかし資金額に対する貸付率は五三%に過ぎない。つまり他は専ら地主によって農村外部へ資金運用（後述）されたわけで、組合は勢い貯蓄組合的な傾向を表面化している。

その後解散直前の三八年になると貸付金は大きく伸びて四二千円に達し、貸付率も伸びて七〇%を若干上廻っている。このうち三〇年の状態から判断すると、大口持分者の出資もさしあたり貸付のためというより貯蓄的な目的からなされたと思われる。その結果が前記のような大きい組合資金蓄積の過程でもあったわけである。三八年の貸付状態は資金額の増加に応じ、おくれはせながら貸付機能を拡大したことを示す。この段階では貸付範囲が組合員外に拡大していたであろう。以下そうならざるを得なかった他の理由とともに、地主的・個人的な当組合が現実にも果した機能面についても、いささかふれてみよう。

(2) 組合機能とその性格

まず組合貸付ないし資金運用面をとりあげてみよう。当組合の貸付状態については前項でも触れておいたとおり、明治三〇

年代初め頃を境として前後でかなり相違する内容のものと予想される。すなわち設立（二六年）以降三〇年代の初めまでは貸付はそれほど伸びておらず、三〇年で資金額の五三%、五千円程度、それがその後組合解散直前の三八年には資金額の七一%、四万二千円となっている。このばあい三〇年の状態では一応まづ組合員への貸付が大部分とみられるが、三八年では、既に組合員数は三〇名足らずに減少しており、貸付は組合員外や組合区域外にも伸びていたのである。

ところで、当組合の諸帳簿類が一切散逸しているため、資料面から貸付区域や貸付階層更には利子等の推移について検討することが出来ない。そこで組合解散に関係した古老からの聴き取りに頼るが、三〇年代後半の状況では貸付区域は小松町内にほぼ限られていたようである。したがって設立時の実質的な組合区域からは大きくはみ出しているが、未だ局地的な貸付範囲に過ぎない。そのなかの貸付階層については約半分が農民、他は専ら町内の商人や小企業者、或いは小地主が中心であったという。また利子の点については普通一割二分位であった。これらの点がほぼ事実に近いとすれば、まず貸付利子の点では一応明治三七年の山形県信用組合平均（最低一五%、普通一二%、最低一〇%）<sup>(1)</sup>並みで、勿論銀行より高いが、私的農村高利貸の利子よりは若干ながら安かったようである。なお設立以来明治



第8表 小松組合の余剰金運用

(単位: 円, %)

	国債	株債	銀行預金	現金	計 (B)	組合資金 (A)	(B)/(A)
明治30年	3, 142	1, 000	—	251	4, 393	9, 420	46. 7
38年	1, 776	7, 500 *	7, 540	30	16, 846	59, 096	28. 5

注1. 第5回および12回報告による。\*は全額東銀行出資、なお同行は明治33年東置賜郡下の地主・製糸家が官内町に開設した。開設当時の資本金は16万円。

三〇年代初の頃までの利用者は組合員中の比較的上層の商人・小地主・上層農が中心であり、農民の大部分は貸付対象から外されていたといわれる。

明治三〇年において組合資金の半ば近くが農村外部へ運用された点については前にふれた。明治二九年の農商務省組合調査は当組合の貸付動向として「低利ノ貸付ヲナスヲ以テ組合員ハ金融切迫ノ際ト雖モ敢テ困難ヲ感ゼズ、組合ハ益々隆盛ニ至ル」といっているが、そこにのべられている貸付対象者は主として組合員上層に属するものであったのである。商人や小地主が多く組合利用の対象になったことについては、彼等の資金需要がより活発であったということもあるが、相対的に安全であったという理由が指摘される。他方当時

における一般農民への貸付はさしあたり組合設立の趣旨に他日のため貯蓄の増大に反する面を生ずる恐れが多分であった。何れにせよ、信用という名の組合を構成しながら大部分の農民は持分形式で半ば貯蓄を強いられ、必要資金は主として旧来どおり地主ないし商人の前期的金融に頼っていたとみるほかはない。前記引用中の「低利ノ貸付」も商人・小地主など概して組合員上層内における自己融通的な側面を示すものであろう。

なお、貸付以外の資金運用状態をみると第8表のとおりである。このうち明治三〇年の状況では資金中の四七%にも当る約四千四百円が運用されているが、その約七〇%は国・公債である。他に若干の株券があるが未だ銀行預金は全くない。否、この時期は当組合は銀行所在地(米沢市)から遠く離れていた。

ここで、設立時(二六年)から三〇年頃までの組合機能をさしあたり要約すると、設立者の地主が一般組合員の貯蓄を持分形式で比較的大量にとりまとめ、これを①組合員上層たとえば商人・小地主などの資金需要にかなり低利で融通していた。また②貸付以外の資金運用を通じて、かなり大量の国債を消化していた。③の点は米沢組合とは趣きを異にするところであって、米沢の役員には市内の銀行ないし会社経営者が多かったところから、組合が預金収集を通じ地方銀行に奉仕する面が強かったとみられる。なおこうした関係が小松組合に現われるのは、三

○年代後半に入ってからである（後述）。

ここで小松組合の国債償還化に関連して問題となる点は、当時の国債利廻りはほぼ年五分程度で、組合経営の採算上、決して有利ではなかった筈である。なぜ設立者の地主が、一般組合員殊に農民に対し積極的な貸付をおこなわず、さしあたり採算を度外視した資金運用をおこなったか。おそらくその理由としては、貯蓄組合的性格をなお十分に保持していたことが第一にあげられる。副次的に概して組合員上層の相互融通的な貸付状態のもとでは、低利な国債利廻りが逆に低利な貸付利子を正当化するという面があったようにもうけとれる。何れにしても、この時期ではさほど経営採算の問題は未だ表面化していなかったのであろう。しかし、組合資金の拡大、大口持分者出資額の増大に伴い出資にたいする利廻りが強く関心をもち、三〇年代以降貸付の拡大一部商人ないし地主の貸付組合的な成長を進めていくことになった。尤もこの原因は既に設立時において組合の構造自体の中に胚因していたのである。

それでは明治三〇年代初頭以降において小松組合は如何なる機能を果たしたのであろうか。この点を一般組合員減少、殊にその中心となる農民の減少理由との関連においてとりあげてみると、その基本的な理由はいうまでもなくこの時期における本格的な貨幣経済の農村滲透であり、農民組合員は多分に外荘的な

貨幣支出増大にせまられ、殆んどその持分を手放すに至った。

さて、この時期の農民貨幣経済化の内容は多岐に及ぶが、なかでも自給的家内工業崩壊に伴う消費生活の貨幣化、地租諸負担の増加等非生産的貨幣支出の増加を特徴としたが、金肥その他の生産的貨幣支出もようやく多くなりつつあった。たとえば古老の話によると、小松町において稲作に魚肥施用が始まったのは明治三〇年代初め、その後四〇年代になると町内に米肥商が四人位いたという。こうした農民の貨幣化に関連して特に注目される小松組合の特徴は組合上層部に商人が多かった事実である。彼等は多かれ少なかれ地主でもあった。本業は呉服・荒物・雜貨・米肥商等、ほぼ何れもこの時期の農民貨幣化の内容に対応する者達である。この年代に入って増大した組合の農民貸付も、さきに述べたようなこの地方農民貨幣化の進展を示すものであり、結局それなりに農民の没落を早めたことは他と異ならない。

東北一般の例にもれず、この地方の農民層分化の立ちおくれていたことは前にもふれたが、三〇／四〇年にその分化はかなり急激に進んだといわれる。例えば小松町の属する東置賜郡のばあい、小作地率は二四年 $\parallel$ 二二・一％、三三年 $\parallel$ 二六・一％、四三年 $\parallel$ 三四・三％という数字を示している。この過程で一般組合員、特にその中心をなす農民は土地に先立って持分を手放

し、結果として構成組合員数の大幅な減少がもたらされたのであった。かくて当組合における一般組合員の持分貯蓄は結局一部商人ないし地主の個人的貸金回収の便に寄与したに過ぎないということになる。

ここで当時の農民の組合貯蓄が農家経済上にもつ重みを試算してみる。前記方法（毎月一〇銭の払込）でかりに五口をもつ自作中農を想定すると、年間の払込金は六円（明治二六年の県下一石の米価にほぼ相当）、七年後の三二年では四二円となり、配当を考慮すればさしあたり五〇円にはなる。だが、これを取りに齋藤万吉が調査した東北地方自作中農の同年支出額四一六円と比較するとこの一割強、また支出額の五〇%を現金とみてもその二割強を占めるに過ぎない。更に同年分の地租その他諸負担額は四五円であるから結局、ほぼ一年分の諸税額に相当するものにすぎなかったといえる。

最後に、この時期における小松組合の機能を資金の外部運用面から窺うと（前掲第8表）、明治三八年の金額は約一万七千円に達してかなり大きい。しかし前述したように組合区域外への貸付拡大に伴なって、余裕金率は明治三〇年の四七%から二九%に低下した。他面運用内容は従来の国公債中心から株券・銀行預金中心に大きく変化している。すなわち株券七千五百円は明治三三年東置賜郡宮内町に開設された東銀行（表注参照）

分出資。またほぼ同額の銀行預金は三六年小松町に開設された両羽銀行出張所への預金、なお前者には当組合長が同銀行設立発起人の一人として参加している。注目されることは、余裕金が株券を含めて殆んどが地主的な地方銀行に向けられていることである。

以上は、東北地方における後進的な生産関係のもとで設立された早産の小松第一信用組合の一例である。それは先進地方のそれのごとく貯蓄組合としての機能すら長く持続することなく、農村貨幣経済化の波に消滅したのである。他面小数の地主・商人に集中された貸付組合の帰着するところは、結局銀行類似の貸付会社に外ならなかったのである。

注（一） 『第三次産組要覧』（明治三八年度）一一頁。

（二） 『第一次農商務省統計表』（明治三一年刊）、一六〇頁。